

川崎市地域保育園援護事業実施要綱

平成19年3月30日付市長決裁

18川健こ計第956号

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の地域保育園に在園している児童の福祉向上を図るため、地域保育園に対する助成事業について定めるものとする。

(助成金交付対象)

第2条 助成金の支給対象施設は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第35条第4項に規定する認可を受けずに、日々保護者の委託を受けて保育に欠ける児童を保育することを目的として設置された施設のうち、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について（平成17年1月21日付雇児発第0121002号）に定める認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書が発行されている施設（ただし、子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する施設は除く）とする。

(助成金の支給額)

第3条 助成金の交付額は別表のとおりとする。

(助成金の支給時期)

第4条 助成金の交付は年1回とする。

(助成金の支給申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする者は、地域保育園児童助成金交付申請書（第1号様式）に必要書類を添付し、提出期日までに市長に提出するものとする。

(助成金の交付決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、申請書その他書類を審査し、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。

(助成金の交付に関する調査)

第7条 市長は、助成金の交付について、必要と認めるときは、助成金の支給を受けた施設に対し、報告を求め又は実地に調査を行うことができる。

(助成金の返還等)

第8条 市長は、助成金の受給に虚偽申請その他不正の手段による受給があった場合は、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和47年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和49年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和53年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和57年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和58年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 8 年 1 0 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 0 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 第 4 条第 4 号イの乳児及び 1 歳児の面積は、平成 1 3 年 4 月 1 日現在で助成対象となっている施設については平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 1 3 年 7 月 1 3 日から適用する。
- 2 第 3 条第 2 項(8)については、平成 1 4 年 3 月 3 1 日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 1 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

川崎市地域保育園援護費一覧表（別表）

項目	上限金額
施設賠償責任保険	1施設 7,700円 / 年
職員健康診断費	1人 1,850円 / 年
児童健康診断費	1人 1,850円 / 年
調理職員等検便費	1人 265円 / 月